

財産管理規程

一般社団法人東京都トリアスロン連合

2023年1月9日制定

2023年1月9日施行

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人東京都トリアスロン連合（以下「法人」という。）の財産の維持、保存、取得及び運用（以下「管理」という。）並びに処分についての必要な事項を定める。

(管理責任者)

第2条 法人の財産の管理責任者は、財務担当理事とする。

(財産の管理方式)

第3条 財産のうち、現金は次の各号に掲げる方法により、安全かつ有利に運用・管理するものとする。

- (1) 預貯金（金融機関に預け入れをする。）
- (2) 貸付信託及び金銭信託（元本補てん契約により元本が保証されるものに限り信託をする。）
- (3) 国債、政府保証債、地方債等
- (4) その他理事会にて承認された方法

2 財産は、危険の分散を図るため、特定の金融機関の預貯金や特定の有価証券等に過度に集中した管理運用を行わないものとする。

(財産の処分及び担保への提供など)

第4条 法人の財産にあつては、法人の事業遂行上やむを得ないと認められる理由がある場合に限り、他の財産に繰り入れ、若しくは担保提供し、又は処分（譲渡、交換を含む。）することができる。

2 前項の財産の重要な変更、担保提供、又は処分については、総理事数の過半数が出席した理事会において、議決に加わることでできる理事の3分の2以上の決議を得なければならない。

(財産等の果実)

第5条 財産から生ずる果実は、法人の事業、管理運営費用に充当するものとする。

(理事会の関与)

第6条 財産の管理方法については、毎事業年度ごとに理事会の決議により定め、財務担当理事はその議決された方法に従い、管理を行うものとする。

2 財務担当理事は、早急に財産の運用を変更する必要性が生じた場合には、その変更した直後の理事会に報告し、その承認を得るものとする。

(情報の収集等)

第7条 財産の保全を図るため、会計事務担当者は、金融機関及び信託会社等の信用情報など必要な情報の収集を行い、これを財務担当理事及び理事会に報告するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

付則

この規程は、理事会議決の日から施行し、2023年1月9日から適用する。

以上